

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収に関する綴

特別徴収事務についての問い合わせ先

愛知県清須市役所税務課

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

TEL 052-400-2911（代表）

※ この冊子に綴られている様式は、市ホームページにも掲載しています。
清須市ホームページトップページ > 暮らしの情報 > 申請書ダウンロード
> 税務関係 > 個人市民税 > 市民税・県民税・森林環境税特別徴収に関する綴



（清須市ホームページ）

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者の指定について

地方税法第321条の4第1項及び清須市税条例第45条第1項の規定により、貴殿を特別徴収義務者に指定させていただきます。特別徴収税額決定通知書等を同封しましたので、徴収及び納入についてよろしくお願い申し上げます。

なお、同封しました「給与所得等に係る市・県民税・森林環境税 特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」を各納税義務者（従業員）に交付してください。ただし、本人がすでに在職していない場合は、この綴にあります「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「異動届」という。）に必要事項を記入の上、提出してください。

1 特別徴収

納税義務者（従業員）に賦課された市民税・県民税・森林環境税を、給与支払者が6月から翌年5月までの年12回に分けて、給与から差し引いて徴収し、翌月の10日までに納入していただく制度のことです。

ただし、年税額が均等割額・森林環境税額のみの方については、初回に全額徴収するよう算出しています。

2 特別徴収義務者

特別徴収によって市民税・県民税・森林環境税を徴収し、納入する事業者のことを指します。市が通知した各納税義務者の市民税・県民税・森林環境税の月割額を毎月の給与を支払う際に徴収し、定められた期日までに納入する義務があります。

3 特別徴収税額決定・変更通知書

(1) 特別徴収義務者用

事業所用の税額通知書です。事業所全体と従業員個人の年税額と月割額が記載されています。事業所はこれに基づき月々の税額を徴収してください。

「異動届」に記入する指定番号・宛名番号は本通知書の指定番号・宛名番号で確認できます。

年度の途中で徴収する税額に変更があった場合は、変更した人のみを記載した税額変更通知書を送付します。変更のない人は変更後の税額変更通知書に記載されないため、年度当初に送付した税額決定通知書は捨てずに1年間保管してください。

(2) 納税義務者用

従業員用の税額決定・変更通知書です。1枚に3人分印刷されています。圧着式となっていますので、ミシン目で切り取り、開かずに納税義務者本人にお渡しください。

※ 退職者・転勤者が含まれている場合は、「異動届」を提出してください。

4 特別徴収税額の徴収及び納入

特別徴収義務者は、各納税義務者（従業員）の月割額を給与の支払いをする際に毎月徴収してください。

各納税義務者（従業員）から徴収した月割額の合計額を徴収すべき月の翌月10日（土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日）までに同封の納入書を用いて納入してください。

東海4県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）以外の郵便局を利用する場合は、この綴にあります「指定通知書」を初回納入の際に、利用する郵便局の窓口へ提出してください。前年度利用の指定郵便局は、本年度も引き続き利用できますので、「指定通知書」の提出は不要です。

5 特別徴収税額の変更

従業員の所得金額や控除額（扶養控除や医療費控除等）の変更により、年度の途中で税額が変更される場合があります。変更された場合は、変更後の税額変更通知書（納税義務者用）を送付しますので、税額に変更のあった従業員に交付してください。

特別徴収義務者が徴収する月割額が変更された場合は、変更後の事業所全体の月割額と変更該当者のみを記載した税額変更通知書（特別徴収義務者用）を送付します。変更となった月以降は、変更された月割額を納入してください。

6 異動届

従業員に退職・休職・死亡・転勤等の異動があった場合は、異動があった月の翌月10日までに「異動届」を提出してください。

7 未徴収税額の一括徴収

- (1) 6月1日から12月31日までの間に退職等された場合、その退職者本人が特別徴収税額の未徴収税額を一括納付したい旨の申し出があれば一括徴収し、納入してください。
- (2) 翌年1月1日から4月30日までの間の退職者等については、本人の希望にかかわらず、一括徴収が義務づけられています。

8 退職所得

退職所得に対する市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区別して、退職手当等の支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を徴収し、市に納入することとされています。「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」の納入金額の退職所得分に算出税額を、裏面（納入申告書）に必要事項を記入の上、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

税額の計算方法については市ホームページをご参照ください。

9 延滞金等

特別徴収義務者が月割額を納期限（徴収した月の翌月10日）までに完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。この場合における閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。（地方税法等の改正により、変更になる場合があります。）

また、督促状が発行されて10日以内に完納されないときは、国税徴収法で規定する滞納処分をすることがあります。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

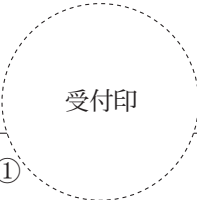
※ 処 理 事 項	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号			
連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
	氏名		
	電話		
変更年月日		年 月 日	

年 月 日 清 須 市 長 様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒
		名 称	
		代表者の 職 氏 名	
		法人番号	

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ 所 在 地 (住 所)	〒	〒
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話		
送 付 先	〒	〒
備 考		

注 意 ○所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

※欄は、届出書において記入する必要がありません。



承認申請書
取消届出書

特別徴収税額の納期の特例

① (宛先) 清須市長様 年 月 日 提出	② 申 請 者	特別徴収義務者の住所(居所)又は所在地	〒										③ 特別徴収義務者 指 定 番 号		
		特別徴収義務者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名											④ 連 絡 先	係	
		⑤ 法人番号												氏 名	
														電 話	
1. 地方税法第321条の5の2及び清須市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認の申請をします。															
2. 清須市税条例第46条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の取消の届出をします。															

承認の申請をする場合

⑥ 特例の適用を受けようとする税額	年 月分以降の納期に係る市民税・県民税特別徴収税額													
⑦ 申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額（外書は、臨時雇用者にかかるもの）	年	月	外	人	外	円	円	年	月	外	人	外	円	円
	年	月	外	人	外	円	円	年	月	外	人	外	円	円
	年	月	外	人	外	円	円	年	月	外	人	外	円	円
⑧ (1)現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものである時は、その理由の詳細を記入してください。 (2)申請の日前1か年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合は、その有無及び年月日を記入してください。														

取消の届出をする場合

⑨ 特例の承認を取消届出する税額	年 月分以降の納期に係る市民税・県民税特別徴収税額													
⑩ 特例の取消届出理由	1. 納期の特例の必要がなくなったため 2. 従業員等が10名以上になったため 3. その他（)													

承認の申請は、特例の適用を受けようとする月の20日までに提出をお願いします。
特例の取消を届出する場合は、速やかに提出してください。

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があのような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合には、その旨を遅滞なく市長に届けなければなりません。

◎注意 滞納や著しい納入遅延がある場合、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがあります。

2. 申請書の書き方

- (1)「②」欄には、申請者が個人である場合にはその住所若しくは居所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、申請にかかる事務所等の所在地が申請者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地と異なるときは、申請に係る事務所等の所在地及び名称並びに特別徴収義務者指定番号を記入してください。
- (2)「④」欄には、連絡先の係、氏名及び電話番号を記入してください。
- (3)「⑤」欄には、事業所の法人番号を記入してください。(個人事業主の場合、記入の必要はありません。)
- (4)「⑥」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- (5)「⑦」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の金額(賞与等の臨時の給与の金額を含みます。)を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれ外書してください。
- (6)「⑧」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- (7)「⑨」欄には、特例の承認を取消する年月を記入してください。

特 別 徴 収 切 替 依 頼 書

受付印

(宛先) 清須市長様 年 月 日 提出	特別 徴収 義務 者	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ											この依頼 書に応答 される方 (担当者)	所 属		
		名 称 又 は 代 表 者												担 当		
		法人番号														電 話

◎次の納税者について、____月分から特別徴収を希望します。

住 所					普 通 徴 収 の 年 税 額	円
フリガナ		生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	納 付 済 税 額 (第 期分まで)	円
氏 名						
通知番号		受給者番号			納 入 書	要 ・ 不要

- (注)
- 1. 既に納税通知書の納期限が過ぎている納期分については、特別徴収にすることはできません。
 - 2. 徴収開始月については、原則としてこの依頼書の提出日の翌々月になります。
 - 3. 「普通徴収の年税額」「納付済税額」「通知番号」については、納税通知書で確認のうえ記載してください。
 - 4. 「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号を記入してください。

指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行()店長 殿
()郵便局長

愛 知 県 清 須 市 長



貴行（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1. 文 書 番 号 | 振業 第5001号（名古屋貯金事務センター平成17年4月12日） |
| 2. 口 座 番 号 | 00830-7-961348 |
| 3. 加入者の名称 | 清須市会計管理者 |
| 4. 取りまとめ店 | 名古屋貯金事務センター |

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出用紙

1. この届は異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。
2. 異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。
3. 退職により異動を生じた場合は、本人に了解のうえ、未徴収税額をなるべく一括徴収してください。
なお、1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられていますので、必ず一括徴収してくださるようお願いいたします。
4. 書類が不足する場合は、コピーして使用してください。
5. 平成29年1月1日以後に給与の支払を受けなくなった者に係る届出から個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

注意
1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収継続の場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、必要の手続きを済ませたうえで、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。
3 給与支払者の「法人番号」（個人事業主にあつては「個人番号」）及び給与所得者の「個人番号」を記入してください。

		※ 年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度										
清 須 市 長 殿		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒														
			フリガナ															
			氏名又は名称															
令和 年 月 日提出		個人番号 又は法人番号						←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										
給 与 所 得 者	フリガナ		姓	名		(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 年 月 動 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名																	
	生年月日		年		月		日											
	個人番号																	
	受給者番号																	
1月1日 現在の住所																		
異 動 後 の 住 所																		
1. 特別徴収継続の場合																		
新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規		法 人 番 号										新しい勤務先へは、月割額 円を □ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地		〒		担 当 者 連 絡 先		所 属											
	フリガナ						氏 名											
氏名又は名称						電 話								受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
2. 一括徴収の場合																		
理 由	□ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため						徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 □ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。						
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						月 日		円								
3. 普通徴収の場合																		
理 由	□ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため						※市町村記入欄				※処理事項		入力		確認		
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																
3. 死亡による退職であるため																		

1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

※右詰めで必ず記入してください。